

「第二次児童ポルノ排除総合対策」取組状況（概要）

平成 27 年 6 月 12 日
児童ポルノ排除対策 WT

I 児童ポルノ事犯の情勢（平成 26 年中）

- 平成 26 年中の児童ポルノ事犯の検挙件数、検挙人員及び被害児童数は、1,828 件（前年比 11.2%増）、1,380 人（前年比 10.2%増）及び 746 人（前年比 15.5%増）であり、いずれも過去最多。また、昨年施行された改正児童買春・児童ポルノ禁止法により罰則適用となった盗撮製造は 29 件。
- 被害児童のうち、低年齢児童（小学生以下）は、138 人（前年比 50.0%増）であり、これらの低年齢児童に係る児童ポルノの約 7 割が、強姦や強制わいせつの手段によって製造。
- 児童ポルノ事犯のうち、インターネット関連事犯は 82.7%。特に、ファイル共有ソフトを利用した事犯の検挙件数は、577 件（前年比 13.8%増）と引き続き高水準を推移。スマートフォンを使用して被害に遭った児童は 313 人で、被害児童全体の約 4 割を占め、前年比約 1.5 倍に増加。また、検挙件数全体の約 5 割を占める製造事犯のうち、約 4 割が自画撮りさせてメールで送らせることで製造。

II 主な取組状況（平成 26 年 5 月から平成 27 年 4 月まで）

■ 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 平成 26 年 11 月、国民運動を官民一体となって推進するため、児童ポルノ排除対策推進協議会を開催したほか、「児童ポルノ事犯について考える～未然防止・拡大防止と被害児童の保護・支援～」をテーマに公開シンポジウムを実施。【内閣官房、内閣府、警察庁等関係 9 省庁】
- 「児童虐待防止推進月間」（11 月）・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7 月）・「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月）等において、ポスターやリーフレットを作成・配布するなど、広報活動を推進。【内閣府、警察庁、厚労省等】

■ 2 被害防止対策の推進

- 非行防止教室、ネットモラルキャラバン隊、インターネット安全教室等の啓発事業において、PTA 等の関係機関・団体と連携し、青少年のインターネットの適切な利用について啓発活動を推進。また、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に合わせて、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的にフィルタリング等の普及啓発活動を実施。【内閣府、警察庁、総務省、文科省、経産省等】
- インターネットの危険性及び適切な利用について保護者に対する普及啓発を強化するため、保護者向けの啓発リーフレットを作成・配布・公開したほか、全国 6 か所で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。【内閣府】

■ 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコン

テンツセーフティ協会（ICSA）から、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）54社、検索エンジンサービス事業者3社、フィルタリング事業者3社（いずれも平成27年4月1日現在）に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、流通防止措置を推進。

【警察庁、総務省、経産省】

- 悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化するとともに、サイト管理者に対する迅速な削除依頼等を推進。【警察庁】
- 精度の高いブロッキング方式に関する実証実験の成果を活用し、ブロッキング導入の具体的な施策について普及啓発を実施。【総務省】

■ 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- 児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を全国で実施。【警察庁】
- 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を公立小中学校（約2万4千校）に配置するほか、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に配置するなど、相談体制を充実強化。【文科省】

■ 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- サイバーパトロールを推進し、インターネット・ホットラインセンターからの各種情報の積極的な活用を図り、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯等に重点を置いた取締りを推進。【警察庁】
- 厳正な科刑の実現に向け、昨年の一部改正により新設された罰則を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等を積極的に適用。【法務省】

■ 6 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等

- 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」の参加国として、日本における取組結果及び取組事項を取りまとめ、報告書を作成したほか、平成26年9月に行われた関係国会合に出席。また、同年12月にロンドンで行われた「世界オンライン児童性的搾取サミット」にも出席。【内閣府・警察庁・法務省・外務省】
- 平成26年12月、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議を開催し、日本における現状、取組を紹介し、各国捜査機関等との連携態勢を強化。【警察庁】

Ⅲ 当面の課題

- スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数がいずれも過去最多を更新するなど、児童ポルノをめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況。
- このような状況を踏まえ、昨年改正された児童買春・児童ポルノ禁止法及び平成25年5月に策定した「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノの根絶に向けて総合的な対策を強力に推進する必要がある。